

## 庄内町まちづくり基本となる条例への意見（その2）

- 前文の一段落目→「魅力ある文化に育まれた町」・・・「魅力ある文化を育んだ町」では？文化によって町が育つのではなく、町（住民）が文化を育ててきたものと思います。
- 三段落目→「当事者意識を強く持ち、課題解決力を身に付け、主体的に課題解決に当たる」・・・「強く持ち」は肩に力が入り過ぎているように感じることと「課題解決」が重複して重い・・・「一人ひとりが、常にまちづくりを意識しながら、課題の解決に取り組むことが大切です。」などにするか、三段落目はすべて削除しても良いのでは？
- 第1条の目的→「幸せを図る」は使い方として良いと判断しているのですか。前文では「幸せを感じられる町」と素晴らしい表現を使っているのに・・・
- 第2条の条例の位置付け→「整合を図る」は一般に「整合性を図る。」では？
- 第3条の(3)→「共に考え、共に力を合わせ」・・・「共に考え、力を合わせ」が良いのでは？一人では力を合わせられない。
- 第3条の(4)→「情報の共有」としながら、「情報を互いに保有し、及び活用」で共有するものがないのでは？また、句読点の後に「及び」は正しいのか疑問？
- 第3条の(7)→「地域コミュニティ」の表現は良いのですが、例を示す必要はないですか。（例えば、集落自治会や学区や公民館単位の地域など）
- 第2章「まちづくりの基本原則」→やはり「情報の共有」ですか。どうも釈然としません。「情報の共有」は「まちづくりの一手段（条件）」と思いますが・・・
- 第5条第1項→「町政情報を適切な時期～発信及び公開するなど」・・・条例条文ですべて説明しようとして息が切れそう。第2項も同様。
- 情報の範囲が不明瞭→第20条の「町民参画の対象」に関する情報であるべき。
- 第7条「町民の役割」第3項「次の世代に配慮し」は現在の世代が弱すぎるように感じる。「次の世代に胸を張って引き継げる」など生き生きとした表現は？
- 第10条第1項→句読点が多すぎて何を言わんとするか？「公平・公平性」は誤字？・・・「議会は、関係法令を遵守し、この条例や庄内町議会基本条例等に基づき、公正・公平性及び透明性と信頼性を確保し、開かれた議会運営に努める。」ではどうでしょうか。
- 第11条→議員は「信託」は受けないはず。「負託」の誤りでは？また、「広く」としたのはなぜですか。

- 第12条第1項→「町がやること、やらなければならないこと」をすべて網羅しようとしていますが、大変です・・・「町は、法令や条例、議会決議等を踏まえ、事務の適正な執行により効率的な行政運営を行う。」程度でどうでしょうか。
- 第12条第4項→細かいことですが「専門的な知識、技能及び高い倫理観」は、知識と技能が専門的であって、高い倫理観と技能を及びで結ぶものではないと思います。従って「専門的な知識と技能及び高い倫理観」では？
- 第14条第1項→「この条例に定める事項を自覚し」は、不要と思います。また、中程の「公平・公正かつ誠実で効率的に確実な職務」は、日常業務を行ううえでは大変重要なことで、そうすること当たり前のことですが、文字にすると肩が凝りませんか。「町民の視点に立って、誠実に職務を遂行～」で充分信頼関係は担保できるはずです。
- 第19条第1項→「町は、町民誰もがまちづくりに参画できる機会を保障し、企画立案段階から評価段階まで積極的に意見を求めるものとする。」では？
- 第22条第2項→「それぞれの事案に応じて、～必要な事項を定める」は「別に定める。」か「その都度定める。」とすべきか？
- 第25条第1項→文章が長いので一気に読み切ることができない。2つの文章なのか、1つの文章なのか解りづらい。前段は「町民同士の交流を深める。」と後段の「自発的なまちづくり活動への参加及び協力に努める。」なのか、「交流を深めるための自発的なまちづくり活動」なのか。2つの文章であれば、「と共に、」を入れれば繋がるし、1つの文章だとすれば長いと思います。「町民同士の交流を～」からで良いのでは？「への、」の句読点もいらなと思います。
- 第26条第1項→「地域住民の一員であるという認識のもと、」は不要と考えます。住民への更なる意識付けを何度も繰り返す必要はないと思います。「地域コミュニティが行うまちづくり」については、地域とした場合に住民は、地域づくりに参画しているという意識があると思います。それがまちづくりに繋がるものであっても「地域づくり」すべきでないでしょうか。
- 第28条第2項→「必要な協力を求め、及び必要な施策」第3条と同様に句読点の後に「及び」は正しいのか疑問？「必要な協力を求めると共にその施策の提案等を行う。」ではどうでしょうか？
- 第30条第1項→「必要に応じて、この条例の内容が庄内町にふさわしく、社会情勢に適合しているか」です。必要に応じての前文がありますが、この条例の内容を今皆さんが審議検討しているものです。もちろん社会情勢の変化で変えなければならない事項もあるとは思いますが、永久ではないにしろ当分の間は「ふさわしい」で

あるものを作ってください。また、この条例に基づく制度等はこの条例を見直す理由にはならない。「町は、進行管理とともに検証を行い、社会情勢の変化やこの条例を昇華させる必要があると判断したときは、必要な措置を講ずる。」

- 第30条第2項→折角、これまで「町民の参画」と表現してきたので、この項も町民を入れてはどうですか。

以上、「第12回会議の資料1」に対して、大まかな部分を意見として記載しました。言いたいことは解りますが、全体として表現が重複する部分や重さを感じます。前回も記載した「わかりやすい表現を使う」「難しい言い回しは避ける」は・・・

平成23年9月30日

「庄内町まちづくりの基本となる条例」への意見（その2）を申し上げる匿名希望者  
町内在住の50歳代男性です。  
（前回の意見に続けて入力しているので、頁は続き番号です。）